

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

○本府監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件

(金融庁六四)

○特定国外派遣組織を指定する件

(総務二二五)

○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件

(中央選挙管理会九)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件

(財務一七二)

〔法規的告示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第

四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件

(厚生労働一八六)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第

四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 (同一八七)

○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件

(農林水産一〇一八)

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、

再生関係

会社その他

○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件 (同一五七)

○道路に関する件

(中国地方整備局五三～五五)

〔人事異動〕

内閣 宮内庁 財務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示(中国地方整備局)

日本国に帰化を許可する件

(法務省告示配四九)

〔公 告〕

○高速自動車国道に関する件
(国土交通四八四～四八七)

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件 (防衛一五六)

財團、特別支給手続開始決定関係

官庁

諸事項

法規的告示

○厚生労働省告示第百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又は口に掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又は口に掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1) (2) (略) (3) オメプラゾール (4) (略) (5) (略)	(1) (2) (略) (新設) (3) (5) (略)
二 (略)	二 (略)

○厚生労働省告示第百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のようにより改正する。ただし、オメプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内用剤であつて、令和七年十二月二十七日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。）

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的といわれている医薬品であつて、人の身体に直接使用されないものないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的といわれている医薬品であつて、人の身体に直接使用されないものないもの（を除く。）

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものを含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものを含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。
(1) (267) (略) (削る)	(1) (267) (略)
九 (略)	九 (略)
(268) (252) (略) (略)	(268) (253) (略) (略)
一 許可を申請すべき期間 令和7年6月30日から同年9月29日まで	一 許可の有効期間 この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。
二 許可の有効期間 11月1日から令和8年10月31日まで	二 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準 農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。
三 年度も飼育されたことのないなぎを養殖する養殖場 農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。	三 年度も飼育されたことのないなぎを養殖する養殖場 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
四 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。	四 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
五 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。	五 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
六 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。	六 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
七 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。	七 申請の数量 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものを含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものを含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。
(1) (267) (略)	(1) (267) (略)

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)の申請に係る許可の数量の合計が(一)の水産動植物の総量に、又は(三)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(一) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場
(一)の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

- 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン(一)に定めるにほんうなぎの総量)及び439(一)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。
- この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量)及び103(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。

その他の告示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第二百一十一号)第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件(平成十九年金融庁告示第九十号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

- 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類(以下「出荷書類」という。)を交付しなければならない。
- 前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
- 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。
- にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 令和7年12月1日以降にうなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。)を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第6条第1項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号(当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨)を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間保存しなければならない。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(金融商品取引業者等)	(金融商品取引業者等)
第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	第一条 「同上」
〔二〕百九 略 百十 東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社	〔一〕百九 同上 〔号を加える。〕
〔百十一〕SBI東西リアルティ株式会社	〔号を加える。〕
〔百十二〕グッドマンジャパンソフアソシズ株式会社	〔号を加える。〕
〔百十三〕株式会社キャプラ・インベストメント・ジャパン	〔号を加える。〕
〔百十四〕フィアリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社	〔号を加える。〕
〔百十五・百十六〕〔略〕	〔号を加える。〕
〔百十・百十一〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第一百一十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の二第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日 総務大臣 村上誠一郎

名 称 豪州(ランドウイック)における実動訓練参加部隊
国 外 派 遣 期 間 令和七年六月二十九日から令和七年八月四日まで

四 二 一 派 遣 人 数(概数) 四十人程度
四 二 二 派 遣 地 域 オーストラリア連邦

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選舉人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

令和七年七月二日

○財務省告示第百七十一号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年五月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年六月二十七日 財務大臣 加藤 勝信

金融庁長官 井藤 英樹

(別表)

国 債 の 名 称	記 号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価運動・10年)	第21回	400,000,000円	101.99円
"	第25回	100,000,000円	107.64円
"	第25回	100,000,000円	107.68円
"	第26回	100,000,000円	105.74円
"	第26回	100,000,000円	105.78円
"	第27回	7,500,000,000円	103.98円
"	第28回	2,000,000,000円	103.40円
"	第28回	900,000,000円	103.65円
"	第28回	1,800,000,000円	103.94円
"	第29回	5,600,000,000円	101.98円
"	第29回	500,000,000円	102.38円
"	第29回	1,000,000,000円	102.49円
合 計		20,100,000,000円	

三 指定施業要件 → 立木の伐採

立木の伐採の方法

2 は、当駄立木の所在する市町村に係る市町
主伐として伐採ができる立木

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

の図面及び関係書類を北海道庁及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

「十五條第一項の規定により
の指定をする。
次のように保安林
のよう

農林水産大臣 小泉進次郎
保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市樋脇

三 町市比野字中須八四七八の一、八四七九の一
一 指定の目的 土砂の崩壊の防備
一 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

3 森林整備計画で定める標準伐期齟以上のもとのする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鹿

（農林水産省告下第千二十二号）
児島県府及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に
供する。）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
一十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

農林水産大臣 小泉進次郎
保安林の所在場所 岐阜県下呂市萩原町宮田

字水洞口一九六三の一、一九六四の一、一九六五の一、一九六六の一、一九六七の一
一 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのおり)は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 岐阜県郡上市八幡町小那比字桑ヶ島六八七九の一・六八八〇の一・六八八一の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、折伐による。

2 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一五・〇六三	一キログラムにつき二、三〇五円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一八・七六一	一キログラムにつき一、六一六円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六六三円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	三・二一〇七	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの (小売用の容器入りにしたものに限る。)	一・二三六	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの (小売用の容器入りにしたものを除く。)	一・二三六	一キログラムにつき二三四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの (砂糖を除く各成分のうちソルビトール の重量が最大のものに限る。)	一・八三二	一キログラムにつき六七円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの (砂糖を除く各成分のうちソルビトール の重量が最大のものに限る。)	一・八〇〇	一キログラムにつき五六円

○防衛省告示第百五十七号	防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 (令和元年防衛省令第三号) 第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。
令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
陸上自衛隊佐賀駐屯地	対象施設
佐賀駐屯地司令	対象施設の管理者
防衛大臣 中谷 元	
○中国地方整備局告示第五十三号	○中国地方整備局告示第五十三号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。	次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
(一) 道路の種類 一般国道	(一) 道路の種類 一般国道
道路線名 二号及び二百五十号	道路線名 二号及び二百五十号
道路の区域	道路の区域
備前市香登西字大道田一七六番一から同市香登西字	備前市香登西字大道田一七六番一から同市香登西字
大門二〇番一まで	大門二〇番一まで
(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所	(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所
○中国地方整備局告示第五十四号	○中国地方整備局告示第五十四号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。	次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所	路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所
二号及び二百 元一番四まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 山国道事務所	二号及び二百 元一番四まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 山国道事務所
供用開始の期日 令和七年六月二十七日	供用開始の期日 令和七年六月二十七日
○中国地方整備局告示第五十五号	○中国地方整備局告示第五十五号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。	次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所	路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所
五十四号 雲南省三刀屋町三刀屋一一番から同市三刀屋町三刀屋五七番まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 江国道事務所	五十四号 雲南省三刀屋町三刀屋一一番から同市三刀屋町三刀屋五七番まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 江国道事務所
供用開始の期日 令和七年六月二十七日	供用開始の期日 令和七年六月二十七日

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

人事異動

御祝電及び御答電
天皇誕生日に際し、次の各國元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

カナダ総督閣下

セネガル大統領閣下

ジンバブエ大統領閣下

ナミビア大統領閣下

イスラエル大統領閣下

キルギス大統領閣下

ガボン暫定大統領閣下

サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン

国王

國務大臣 村上誠一郎

村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中内閣府事務代理を命ずる

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣(規制改革)事務代理を命ずる(以

同)

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣(規制改革)事務代理を命ずる(以

上六月二十五日)

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣(規制改革)事務代理を命ずる(以

宮内庁 (長官官房総務課広報室長) 内

内閣府事務官 藤原麻衣子

警察庁に出向させる

警察庁に出向させる

閣府事務官 (警察庁サイバーセンター) 坂本俊介

新井清光本滋

バーア企画課重大サイバーセンター

新井清光本滋

対策企画官 警視正

新井清光本滋

内閣府事務官 (長官官房総務課広報室長) に転任

新井清光本滋

財務省 (独立行政法人国立印刷局監事に任命する(各通))

新井清光本滋

内閣府事務官 (長官官房総務課広報室長) に転任

新井清光本滋

最高裁判所 (定年退官)

新井清光本滋

最高裁判所 (定年退官)

新井清光本滋

最高裁判所 (定年退官)

新井清光本滋

皇室事項

新井清光本滋

行幸啓

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、

六月十九日午前九時二十分御出門、広島県へ行幸

天皇皇后両陛下は、ルーマニア大統領ニクシヨール・

ダニエル大統領就任につき、六月二十三日御祝

ダニエル大統領就任につき、六月二十三日御祝

電を発せられた。

アルメニア大統領閣下

官 報 告

官 厅 事 項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林 正道

(二) 一 般 国 道
路 線 の 种 類
二 号

ブータン国王陛下
イタリア大統領閣下
アルジェリア大統領閣下
シンガポール大統領閣下
トンガ国王陛下
モロッコ国王陛下
中華人民共和国主席閣下
セーシェル大統領閣下
モンテネグロ大統領閣下
インドネシア大統領閣下
イエメン大統領指導評議会議長閣下
北マケドニア大統領閣下
ブルネイ国王陛下
クロアチア大統領閣下
モルディブ大統領閣下
アゼルバイジャン大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ウズベキスタン大統領閣下
スロベニア大統領閣下
ルーマニア暫定大統領閣下
トルコ大統領閣下
インド大統領閣下
ネバール大統領閣下
カザフスタン大統領閣下
タジキスタン大統領閣下
モンゴル大統領閣下
マルタ大統領閣下
スチーダン主権評議会議長閣下
パキスタン大統領閣下
フィンランド大統領閣下
ギリシャ大統領閣下
ラオス国家主席閣下
キューバ大統領閣下
バーレーン国王陛下
コートジボワール大統領閣下

ペルギー国王王妃両陛下

モーリタニア大統領閣下

ベトナム主席閣下

セルビア大統領閣下

ドミニカ共和国大統領閣下

カーボベルデ大統領閣下

モルドバ大統領閣下

アルバニア大統領閣下

チュニジア大統領閣下

タンザニア大統領閣下

スロバキア大統領閣下

ニュージーランド総督閣下

ラトビア大統領閣下

クウェート首長殿下

コソボ大統領閣下

カタール首長殿下

マレーシア国王陛下

ポーランド大統領閣下

エストニア大統領閣下

エジプト大統領閣下

イラク大統領閣下

ケニア大統領閣下

エチオピア大統領閣下

エルサルバドル大統領閣下

アンゴラ大統領閣下

ギニア暫定大統領閣下

オマーン国王陛下

レバノン大統領閣下

ペルル大統領閣下

ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会議長

閣下

マダガスカル大統領閣下

ブルキナファソ大統領閣下

キプロス大統領閣下

ガーナ大統領閣下

コンゴ民主共和国大統領閣下

(三) 占用を制限する区域

区 域

下関市長府才川二丁目四一一番四から同市長府才川二丁目三七八番九まで

備 考

周南市大字呼坂字西馬場一三三七番八から同市大字呼坂字西馬場一三三七番

七まで

(四) 制限の対象とする占用物件

占用の制限の開始の期日

令和七年六月二十七日

占用の制限する区域

令和七年六月二十七日

占用を制限する区域

区 域

備 考

岩国市関戸字堂ろじ七三三番一から同市関戸字堂ろじ七三三番五まで

占用の制限の対象とする占用物件

占用の制限の開始の期日

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林 正道

区 域

備 考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林 正道

区 域

備 考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林 正道

区 域

備 考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林 正道

(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合に
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月二十七日
(七) 国面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
(八) 令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百八十八号
(三) 占用を制限する区域	区
(四) 制限の対象とする占用物件	光市大字室積村字西梶取「九番」から同市大字室積村字高坂「四五番」並びに新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合ににおける被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月二十七日
(七) 国面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
(八) 令和七年六月二十七日	令和七年六月二十七日
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百九十一号
(三) 占用を制限する区域	区
(四) 制限の対象とする占用物件	下関市大字福江字前ノ田「八七六番」から同市大字福江字萩原「〇〇五番」までの新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月二十七日
(七) 国面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合ににおける被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(八) 令和七年六月二十七日 令和七年六月二十七日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百八十八号

(三) 占用を制限する区域 区

(四) 制限の対象とする占用物件 光市大字室積村字西梶取「九番」から同市大字室積村字高坂「四五番」並びに新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(八) 令和七年六月二十七日 令和七年六月二十七日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百九十一号

(三) 占用を制限する区域 区

(四) 制限の対象とする占用物件 下関市大字福江字前ノ田「八七六番」から同市大字福江字萩原「〇〇五番」までの新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(八) 令和七年六月二十七日 令和七年六月二十七日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百九十一号

(三) 占用を制限する区域 区

(四) 制限の対象とする占用物件 下関市大字福江字前ノ田「八七六番」から同市大字福江字萩原「〇〇五番」までの新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(八) 令和七年六月二十七日 令和七年六月二十七日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百九十一号

(三) 占用を制限する区域 区

(四) 制限の対象とする占用物件 下関市大字福江字前ノ田「八七六番」から同市大字福江字萩原「〇〇五番」までの新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(八) 令和七年六月二十七日 令和七年六月二十七日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百九十一号

(三) 占用を制限する区域 区

(四) 制限の対象とする占用物件 下関市大字福江字前ノ田「八七六番」から同市大字福江字萩原「〇〇五番」までの新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに至るに際し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年六月二十七日

(七) 国面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

法務省公示記録第四十九号
左記の者の申請に係る日本國に輸出の性質を許可する。

住所 茨城県常総市
ビン・ボン・ディアス・ペロング 平成5年9月11日生

住所 大阪市北区
吳沢哲 昭和45年12月25日生

住所 金美江 昭和47年4月22日生

住所 吳潤花 平成19年8月13日生

住所 吳潤希 平成21年2月13日生

住所 東京都渋谷区
ニフィング・セオドア・ケン 昭和56年5月21日生

住所 静岡県掛川市
アマンダ・チエミ・ナガワ 平成14年8月12日生

住所 茨城県土浦市
日生 アシス・ラマ 平成6年5月24日生

住所 ネオン・ラマ 令和3年3月12日生

住所 埼玉県川口市
ワード・ファルーク・イブラヒム・アブド

アジーズ 昭和43年10月26日生

リリー・ワード・ファルーク・イブラヒム・アブドルアジーズ 平成19年10月11日生

ベリー・ワード・ファルーク・イブラヒム・アブドルアジーズ 平成21年10月8日生

アマンダ・ヒサ・ヨシムラ 平成11年12月15日生

住所 川崎市川崎区
アマンダ・ヒサ・ヨシムラ 平成11年12月15日生

住所 神奈川県小田原市
アラムギル・ホサイン 平成6年4月10日生

住所 東京都日野区
劉健為 平成12年1月31日生

住所 大阪市阿倍野区
ラットナヤカ・ムディヤンセラゲ・ウダーラ・ラクマル・ラットナヤカ 平成5年8月26日生

住所 玄炳仁 昭和37年1月5日生

住所 千葉県印西市
崔敬俊 平成5年1月11日生

住所 東京都中野区
口サンジェラ・ヒサミ・ハシナガ・ダルセ 昭和47年10月2日生

住所 東京都日野区
塔林夫 昭和60年11月6日生

住所 白音那木爾 平成30年10月3日生

住所 神奈川県大和市
茱薔雅染 令和2年7月23日生

住所 東京都豊島区
崔花 昭和57年10月4日生

住所 東京都西東京市
金英 昭和51年6月20日生

住所 愛知県春日井市
高幸雄 昭和25年12月9日生
表福南 昭和27年2月29日生

住所 神奈川県厚木市
高昌士 昭和55年6月2日生

住所 東京都足立区
康美佳 平成3年12月11日生

住所 東京都板橋区
邵俊 昭和59年7月22日生

住所 東京都墨田区
康柾樹 昭和46年8月26日生

住所 京都府京丹後市
孫振宇 昭和53年10月28日生

住所 横浜市中区
邱玠融 平成14年10月23日生

住所 東京都世田谷区
古麗娜 昭和63年4月5日生

住所 福岡市東区
玄玉女 昭和21年5月1日生

住所 福岡県飯塚市
金正淑 昭和34年3月10日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町
許裕子 昭和57年4月9日生

住所 愛知県刈谷市
楊樹安 昭和62年6月18日生
楊笑希 平成27年3月1日生
楊若希 令和元年7月15日生

住所 愛知県半田市
オハナ・サンディ・イソガイ・ドミンゴス 昭和64年1月2日生

住所 愛知県豊橋市
ユキ・ガゾ・ウエキ 平成21年11月26日生

住所 名古屋市中川区
ラメッシュ・シュレスター 平成4年6月30日生
ライリン・シュレスター 令和4年10月14日生

住所 名古屋市昭和区
梁涛 昭和59年12月6日生
謝維嬌 昭和57年3月2日生
梁嘉彥 平成29年8月17日生
梁美嘉 令和4年1月17日生

住所 名古屋市東区
バルクリスナ・ボウデル 平成7年6月4日生

住所 名古屋市中区
孫洪芳 昭和62年6月9日生
戴金安 令和2年11月24日生

住所 東京都江東区
張莉 昭和59年10月13日生
張翊辰 平成27年4月23日生

住所 東京都江戸川区
陳捷 平成元年5月22日生

住所 東京都板橋区
劉宇 平成3年1月4日生

住所 東京都中央区
周歡歡 昭和63年12月30日生
薛慶寧 平成31年1月6日生

住所 東京都葛飾区
毛智 昭和39年4月4日生

住所 東京都目黒区
パーネイス・アンドレア・モリスン 昭和56年5月3日生

住所 東京都江東区
ヴィシャル・クチャル 平成3年1月4日生

住所 東京都葛飾区
左文武 昭和57年11月13日生
左木希 平成31年4月2日生

公 告

諸 摘 項

工 場 財 団

千葉県浦安市港54番地清水鋼鐵株式会社の工場財団に北海道苫小牧市字勇払145番地13清水鋼鐵株式会社苫小牧製鋼所の機械、器具等を追加する登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年6月27日 札幌法務局苫小牧支局

特別支給手続開始決定公告

神戸地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 令和5年第1号
- 2 特別支給手続開始決定の年月日 令和7年6月27日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和4年2月中旬頃から令和4年7月18日までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人平井武志らが、兵庫県内、京都府内及び岡山市所在の各量販店等で健康食品やサプリメント等を窃取し、オンラインフリーマーケットサービスを利用して、窃盗行為により得た財産を売却処分して得た売上金を被告人管理の内妻名義の口座に振込入金させた行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 犯行場所は、兵庫県内、京都府内、岡山市内など。
 - (2) 犯行に使用された車両は、軽四乗用自動車（姫路581せ9971、ホンダ、ライフ、白色）。
 - (3) 主な犯行態様
ドラッグストア等の量販店において、店舗備付けの買物かごに健康食品やサプリメントなどを入れ、これらを持参のエコバッグに移し替えるなどの方法により商品を窃取したもの。
- 5 残余給付資金の額 金92万218円
- 6 特別支給申請期間 令和7年6月27日から令和7年7月31日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 平井 武志
 - (2) 裁判所名 (一審) 神戸地方裁判所姫路支部、(控訴審) 大阪高等裁判所
 - (3) 裁判年月日 (一審) 令和5年6月30日、(控訴審) 令和5年11月28日
 - (4) 確定年月日 令和5年12月13日
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)
被告人は、令和4年5月10日から令和4年7月15日までの間、9回にわたり、兵庫県内、京都府内及び岡山市所在の各量販店等で健康食品やサプリメント等合計99点（販売価格合計26万1,310円）を窃取し、令和4年4月2日から令和4年7月19日までの間、オンラインフリーマーケットサービスを利用して、窃盗行為により得た財産を売却処分して得た売上金合計469万4,800円を被告人管理の内妻名義の口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮認した。
 - (罪名) 窃盗、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒650-0016 神戸市中央区橋通1丁目4番1号 神戸地方検察庁 被害者支援担当
電話番号 078-367-6081（直通）

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40450号

神奈川県横浜市神奈川区台町16番地1 ソレイユ台町702号

申立人 小原 千佳

本籍神奈川県横浜市神奈川区大口仲町122番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区大口仲町122番地、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和7年4月17日、出生の場所朝鮮慶尚南道昌原郡亀山面、出生年月日昭和2年9月8日、職業無職

被相続人 亡 高嶋 秋乃

事務所横浜市中区海岸通4丁目23番地マリンビル5階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7324号

名古屋市昭和区八事富士見1611番地 サンハイツ八事ふじみB棟801号

申立人 岡 三保子

本籍名古屋市昭和区八事富士見1611番地、最後の住所名古屋市昭和区八事富士見1611番地サンハイツ八事ふじみB棟801号、死亡の場所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所愛知県名古屋市昭和区、出生年月日昭和31年1月30日、職業無職

被相続人 亡 牛田 良治

事務所名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7階 弁護士法人片岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大口 悠輔

催告期間満了日 令和8年2月9日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第77号

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

申立人 株式会社日本保証

本籍三重県津市木造町2484番地1、最後の住所三重県津市柳山津興335番地5、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和4年8月19日、出生の場所三重県一志郡久居町、出生年月日昭和32年7月28日、職業土木建築業

被相続人 亡 藤本 泉

三重県四日市市三栄町2-11 人見法律事務所

相続財産清算人 弁護士 人見 公友
催告期間満了日 令和8年1月13日

津家庭裁判所

令和7年(家)第204号

三重県四日市市諏訪町2番2号

申立人 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
本籍山口県下関市豊北町大字神田上6981番地
第1、最後の住所三重県四日市市高花平3丁目1番地58市営324、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和6年11月17日、出生の場所愛媛県西宇和郡伊方村、出生年月日昭和27年8月22日、職業不詳

被相続人 亡 河田 啓一

事務所三重県四日市市諏訪栄町7番34号四日市近鉄ビル7階

相続財産清算人 弁護士 石川 慎司
催告期間満了日 令和8年1月31日

津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第548号

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地ヤサカ烏丸御所南ビル4号

申立人 谷 文彰

本籍京都市下京区室町通綾小路下る白楽天町507番・508番合地、最後の住所京都市下京区室町通綾小路下る白楽天町507番・508番合地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和24年8月22日、職業無職

被相続人 亡 下川 至

事務所京都市中京区烏丸御池東入アーバネットクス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上里美登利
催告期間満了日 令和8年1月16日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第80557号

大阪府寝屋川市松屋町16-11

申立人 吉田 浩実

本籍大阪府東大阪市菱屋東1丁目531番地、最後の住所大阪府東大阪市上石切町1丁目11番13-110号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和6年2月28日、出生の場所大阪府寝屋川市、出生年月日昭和40年12月12日、職業不詳

被相続人 亡 首藤 磨実

大阪市中央区難波3-7-12 G.P.G.A.T.Eビル7階

相続財産清算人 弁護士 塩路 陽香
催告期間満了日 令和8年2月12日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40092号

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

申立人 石狩市

本籍北海道札幌市手稲区前田10条17丁目5番、最後の住所北海道石狩市花川南6条5丁目187番地、死亡の場所北海道石狩市、死亡年月日令和6年8月5日頃、出生の場所北海道余市郡余市町、出生年月日昭和51年5月2日、職業自営業

被相続人 亡 岡崎 勉

事務所北海道石狩市花川南1条4丁目250番地 オカムラビル2階 石狩総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 勉

催告期間満了日 令和8年2月3日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40169号

札幌市北区屯田7条5丁目6番1号

申立人 伊藤 静孝

本籍北海道札幌市手稲区稻穂1条2丁目331番地67、最後の住所札幌市北区屯田7条5丁目6番1号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和4年1月15日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 榮子

事務所札幌市中央区大通西15丁目 ラスコム15ビル4階 井上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 智輝

催告期間満了日 令和8年2月3日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40171号

北海道小樽市花園2丁目12番1号

申立人 小樽市

本籍北海道小樽市若松2丁目56番地、最後の住所札幌市南区真駒内曙町1丁目1番31-111号、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日令和6年1月11日、出生の場所北海道札幌郡藻岩村、出生年月日昭和9年11月15日、職業不明

被相続人 亡 山崎二太郎

札幌市中央区大通西15丁目ラスコム15ビル6階 弁護士法人向井・中島法律事務所

相続財産清算人 弁護士 栗田みち子

催告期間満了日 令和8年2月4日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第4016号

岩手県北上市本通り4丁目8番28号伊藤ビジネスハイツG1

申立人 石川 誠司

本籍岩手県北上市和賀町横川目30地割143番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所岩手県北上市、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所岩手県和賀郡横川目村、出生年月日大正14年3月8日、職業無職

被相続人 亡 照井 教子

岩手県北上市本通り4丁目8番28号伊藤ビジネスハイツG1

相続財産清算人 司法書士 石川 誠司
催告期間満了日 令和8年1月23日

盛岡家庭裁判所花巻支部

令和7年(家)第20057号

埼玉県さいたま市桜区道場2丁目18番18号

申立人 吉岡由紀惠

埼玉県さいたま市岩槻区美幸町4番38号 寿荘1-201

申立人 鈴木 直也

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字大谷183番地、最後の住所柄木県鹿沼市千渡1963番地36ヶアガーデン鹿沼、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和5年11月13日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和29年11月16日、職業不明

被相続人 亡 野崎新一郎

栃木県宇都宮市東宿郷4丁目1番20号 山口ビル4階 弁護士法人宇都宮東法律事務所

相続財産清算人 弁護士 泉田 仁

催告期間満了日 令和8年2月10日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20058号

群馬県高崎市井野町83番地6

申立人 司法書士 河端 豊

本籍群馬県渋川市中村884番地1、最後の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢333番地 はるな郷、死亡の場所群馬県北群馬郡吉岡町、死亡年月日令和7年4月28日、出生の場所群馬県渋川市、出生年月日昭和45年4月15日、職業無職

被相続人 亡 大谷しのぶ

事務所群馬県高崎市井野町83番地6

相続財産清算人 司法書士 河端 豊

催告期間満了日 令和8年1月12日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第82号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
申立人 株式会社セゾンファンデックス
代表者代表取締役 三浦 義昭

本籍兵庫県豊岡市戸牧123番地119、最後の住所兵庫県豊岡市戸牧123番地の119、死亡の場所兵庫県豊岡市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所兵庫県豊岡市、出生年月日昭和32年10月13日、職業不明

被相続人 亡 池本 健一

事務所兵庫県豊岡市寿町2-20寿センタービル207号 すがむら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菅村 朋子
催告期間満了日 令和8年1月30日

神戸家庭裁判所豊岡支部

令和7年(家)第30108号

岡山市北区春日町5番6号
申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所
本籍岡山県岡山市中区中納言町23番地、最後の住所岡山県岡山市南区福浜西町5番2号福浜市営住宅2号棟 304号室、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和31年8月17日、職業無職

被相続人 亡 鶴見 圭子

事務所岡山県岡山市南区福成3丁目6番22号
相続財産清算人 弁護士 西尾 史恵
催告期間満了日 令和8年1月16日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第2054号

徳島県徳島市南未広町5番8-8号
申立人 徳島県信用保証協会

本籍徳島県徳島市南昭和町6丁目37番地2、最後の住所徳島県徳島市南昭和町6丁目37番地の2、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和6年2月23日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和51年3月16日、職業不詳
被相続人 亡 武間 伸広

徳島県徳島市徳島町2丁目28番地1
相続財産清算人 司法書士 吉田 義則
催告期間満了日 令和8年1月31日

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第350号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国

本籍宮崎県小林市堤2471番地、最後の住所宮崎県小林市堤3724番地3、死亡の場所宮崎県小林市、死亡年月日令和5年12月10日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和37年9月25日、職業自動車部品卸売業

被相続人 亡 前村俊一郎

宮崎県小林市細野474番地1 2階

相続財産清算人 弁護士 坂巻 道生

催告期間満了日 令和8年1月23日

宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第411号

青森県八戸市大字八日町18番地

申立人 青い森信用金庫

本籍青森県弘前市大字松原東5丁目5番地11、最後の住所青森県弘前市大字松原東5丁目5番地11、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日令和5年6月2日、出生の場所青森県中津軽郡豊田村、出生年月日昭和17年12月4日、職業不明

被相続人 亡 木村 良造

事務所青森県弘前市大字鍛冶町19番地 笹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笹 晃説

催告期間満了日 令和8年1月11日

青森家庭裁判所弘前支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第224号

静岡県駿東郡清水町柿田126番地の3

申立人 吉田 敬造

本籍岩手県紫波郡紫波町赤沢字下岡田49番地1、最後の住所岩手県紫波郡紫波町赤沢字下岡田49番地1

不在者 吉田 時子

大正15年10月12日生

届出期間満了日 令和7年10月6日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第8号

東京都新宿区新宿1-31-7-新宿御苑104号

申立人 江原 茂

東京都杉並区阿佐谷北2-7-18-305号阿佐谷ローヤルコート

申立人 江原 和子

本籍埼玉県加須市油井ケ島446番地1、最後の住所埼玉県北埼玉郡水深村大字油井ケ島446番地の1

不在者 石井 一

昭和23年4月25日生

届出期間満了日 令和7年10月6日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和6年(家)第8414号

神奈川県川崎市麻生区高石1丁目26番17号

申立人 武田 明子

本籍東京都葛飾区東立石4丁目156番地、最後の住所東京都足立区青井3丁目10番1号

不在者 山田 宏

昭和6年9月9日生

届出期間満了日 令和7年10月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第3968号

東京都港区新橋2丁目20番15号 新橋駅前ビル1号館5階 藤光・鈴木法律事務所

申立人 鈴木 一夫

本籍東京都北区上中里2丁目27番、最後の住所東京都大田区大森西5丁目26番4号 みのわ荘

不在者 岩本 吉生

昭和60年11月5日生

届出期間満了日 令和7年10月17日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第6号

沖縄県浦添市大平2丁目10番6号

申立人 立津 義紀

本籍沖縄県宮古島市伊良部字長浜102番地3、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字長浜102番地3

不在者 立津マツ子

昭和22年5月4日生

届出期間満了日 令和7年10月3日

那覇家庭裁判所平良支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(家)第1号

福岡県大川市大字鐘ヶ江63番の1号

申立人 有限会社クリーン分析

代表者代表取締役 古賀 慶蔵

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日

令和7年6月5日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 HV06154

金額 200,000円

支払期日 令和7年3月1日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社商工組合中央金庫本店営業部

振出日 令和6年11月20日

振出地 千葉県野田市

振出人 株式会社UPGホールディングス 代表取締役社長 児玉 利行

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第2号

東京都港区南青山3丁目4-8-302

申立人 株式会社K S A G

代表者代表取締役 境 洋一郎

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日

令和7年6月5日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 R J 79349

金額 1,174,965円

支払期日 令和7年1月15日

支払地 東京都台東区

支払場所 株式会社りそな銀行浅草支店

振出日 令和6年11月15日

振出地 東京都台東区

振出人 緑川化成工業株式会社 代表取締役

緑川 忠男

受取人 ディーシーインターナショナル株式会社

裏書人 ディーシーインターナショナル株式会社 代表取締役 緑川 忠男

被裏書人 株式会社K S A G

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第71号

山口県宇部市今村北1丁目15番9-3号

債務者 有限会社宇佐興業

代表者 代表取締役 坂本 裕志

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 華山 仁成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第575号

名古屋市天白区植田南2丁目1108番地

債務者 有限会社アクティブ

代表者 代表取締役 羽生 武夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1011号

札幌市西区発寒4条7丁目5番18号

債務者 株式会社小野寺商店

代表者 代表取締役 小野寺 潤

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 望
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第517号

広島市西区商工センター2丁目12番13号

債務者 株式会社コム

代表者 代表取締役 中塚 康介

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武井 直宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第59号

山形県米沢市大字花沢883番地11

債務者 有限会社ヴエルデ

代表者 代表取締役 鈴木 典子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第438号

横浜市戸塚区下倉田町615番地78

債務者 合同会社エー・ケー

代表者 代表社員 赤松 廣隆

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第357号

埼玉県春日部市増富729番地1

債務者 豊春解体有限会社

代表者 代表取締役 宮原 龍郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 真名
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後3時20分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1155号

名古屋市西区名駅3丁目8番28号

債務者 株式会社銀扇

代表者 代表取締役 服部 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉坂 華
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第20号

(被相続人桑山吉久の最後の住所) 愛媛県宇和島市津島町北灘丁913番地4

債務者 被相続人亡桑山吉久相続財産

相続財産管理人 岡本 林

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 射場 和子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分

松山地方裁判所宇和島支部

令和6年(フ)第167号

茨城県常陸太田市馬場町82番地の5

債務者 有限会社常陸ドライブ

代表者 代表取締役 浅野 哲夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 人見 光一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第2595号

大阪府門真市殿島町8番1-504号

債務者 日清商事株式会社

代表者 代表取締役 下市 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 功武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第140号

東京都港区芝浦1丁目13番10号

債務者 株式会社Kotohogi

代表者 代表取締役 小倉 祥

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第848号

住居所不明、最後の住所埼玉県川越市大字笠幡2090番地14

債務者 佐藤 貴拡

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時20分

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第3470号

大阪市阿倍野区松虫通3丁目2番32号

債務者 正圓寺

代表者 代表役員代務者 池脇麻里央

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 成田由岐子

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第957号

大阪市浪速区日本橋5丁目5番18号

債務者 株式会社森村

特別代理人 弁護士岡山昭代

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田あやこ

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第231号

宮崎市橋通4丁目1番4号

債務者 J S アドバンス株式会社

代表者 代表取締役 大橋 崇

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 長友 廉徳

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第68号

宮崎県都城市北町1569番地1

債務者 株式会社住宅相談室

代表者 代表取締役 溝口 明朗

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松浦 里美

宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1253号

名古屋市西区笠取町4丁目108番地 シャトーレ笠取201号

債務者 古市 直久

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北條 愛

4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2時50分

6 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第22号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 晓子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第128号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木達耶 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第79号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後3時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第190号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須永 道夫 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
EX M I Y A G I 102	債務者 結城 明良

令和7年(フ)第19号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齋藤 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第270号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 圭 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第966号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森澤 史郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第22号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第109号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 水戸地方裁判所下妻支部
岩手県二戸市金田一字沖39番地6 相ノ山住宅 債務者 葛川 芳美	債務者 葛川 芳美
令和7年(フ)第21号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 作山 直輝 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部
岩手県二戸市下斗米字盆野2番地 債務者 荒川 勝治	債務者 荒川 勝治
令和7年(フ)第161号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部
群馬県伊勢崎市田中島町1448番地1 ハイツ 貴201 債務者 新井 萌里	債務者 新井 萌里
岩手県久慈市山形町戸呂町第9地割14番地2 債務者 久保 泰一	債務者 久保 泰一
三重県志摩市大王町波切3717番地1 債務者 山崎左官店こと 山崎 勇	債務者 山崎左官店こと 山崎 勇
令和7年(フ)第34号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田久美子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第25地割72番地 債務者 山下 トシ	債務者 山下 トシ

令和7年(フ)第147号
 静岡県湖西市鷺津2522番地の7 レイクパレス中村B-301
 債務者 今川 穎英
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 野形 昌三
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後2時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第992号
 東京都狛江市和泉本町2丁目11番4号
 債務者 松岡 英治
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後2時45分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第617号
 神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地1
 債務者 西方 晴一
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 坂本 智哉
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第165号
 静岡県磐田市岩井1907番地1959 マンション
 カトレア1-406号室
 債務者 新澤 稔
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 原 拓也
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第363号
 栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保822番地1
 債務者 三島 豊
 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 蓬田 勝美
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前11時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第62号
 福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴151番地の4 ミューズプラザ103、従前の住所福島県いわき市平山崎字馬場14番地 ビレッジハウス山崎2-206
 債務者 木村 猛
 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 安藤 真史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第218号
 新潟市西蒲区曾根1286番地1
 債務者 中野 友美
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第243号
 新潟市西区寺尾上1丁目6番22号 ローレル
 寺尾B-1
 債務者 米沢 桂子
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 原 拓也
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日午後1時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第617号
 仙台市泉区北中山4丁目31番地の11、従前の住所仙台市青葉区川平3丁目15番10号
 債務者 滑沢 伸吾
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金成 有祐
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第31号
 新潟県新発田市新富町3丁目4番6号、住民票上の住所新潟県阿賀野市金田町17番12号
 債務者 菊池 道行
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中川 正一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第33号
 香川県坂出市御供所町1丁目6番3号
 債務者 山中 秀基
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 和田 節代
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第295号
 仙台市青葉区昭和町3番15-712号
 債務者 千葉 英雄
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田野崎太郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時5分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第514号
 宮城県名取市ゆりが丘4丁目23番地の18
 債務者 斎藤 道子
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石杜 恵理
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第72号
 福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂121番地の31
 債務者 吉田 篤史
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三浦 学人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第99号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉井康太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 輝水 仁美 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第4号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉井康太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 友森 未悠 大阪府岸和田市中井町3丁目21番26-202号 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第273号	1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 猪木原塗装 こと 猪木原 孝 大阪府泉南市男里6丁目11番29号 甲府地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第75号	1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 大滝 浩昭 大阪府岸和田市中井町3丁目25番地の1 オリーブ3-203号 甲府地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第57号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安東 直哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 本城 京(旧姓左達) 岡山市中区山崎352番地2 サンシャイン山崎E205 甲府地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第65号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊野部 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 岩崎 正太 高知県南国市久礼田1089番地1 エスペランサ甲原302 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第69号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原由季子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 田中 章 岡山県倉敷市児島上の町1776-1、住民票上の住所岡山県玉野市西田井地2217番地2 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第442号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大毛 裕貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 小緑 一輝 広島市中区舟入幸町12番9号 広島地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第462号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 風呂橋 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 竹田 真之 広島市東区東山町5番1-8号 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第462号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 友美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 玉木 大地 広島市東区東山町5番1-8号 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第46号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 仲順恵里子 沖縄県浦添市宮城2丁目2番1-202号 グリーンガーデン 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第46号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 仲順恵里子 沖縄県浦添市宮城2丁目2番1-202号 グリーンガーデン 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第127号	1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 小原 節子 仙台市宮城野区銀杏町7番20-301号 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1183号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 新美 豊彦 愛知県半田市横川町3丁目205番地の4 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第24号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 秀繁 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 債務者 鶏みそ網焼きとりやすこと 細井 利子 和歌山県田辺市新庄町3042番地の44 2-3-38 和歌山地方裁判所田辺支部
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 仲順 利治 和歌山県田辺市大平1丁目24番1-112号 シーアイマンション 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第57号	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 浩晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 債務者 本城 京(旧姓左達) 岡山市中区山崎352番地2 サンシャイン山崎E205 甲府地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第108号	山形市飯田西3丁目1番14-406号 市営飯田アパートC 債務者 石山祥治郎 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第266号	愛知県安城市緑町2丁目4番地1 コーポ東海107 債務者 高橋 聖文 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第299号	愛知県豊田市今町7丁目41番地1 ドラゴⅡ 103号 債務者 渡邊 隆文 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第925号	愛知県東海市加木屋町1丁目51番地 ミリアーゼ101 債務者 黒田 進 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所民事部
令和7年(フ)第947号	名古屋市熱田区大宝4丁目9番9号 Viat a六番町305号、従前の住所名古屋市熱田区四番1丁目1番17号 マリンビュー303号 債務者 山中 浩

1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第992号 名古屋市中川区上高畑2丁目180番地 市営たかはた荘3棟805号 債務者 木戸 瑞葵 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1054号 名古屋市名東区社台3丁目263番地の1 C ASA NOAH名東407号 債務者 坂下 照美 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1133号 名古屋市北区金城町4丁目45番地の2 ネオグランパンプー2A号 債務者 砂川 樹里 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1144号 名古屋市守山区瀬古東1丁目1411番地 フォレストヒルズ102号 債務者 三村 匡慶 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1168号 名古屋市中区千代田2丁目25番6号 Y S 上前津806号 債務者 井上 曜輔 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1201号 名古屋市南区戸部町1丁目50番地の9 債務者 加藤由佳里 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1203号 名古屋市中区平和2丁目2番8号 三井東別院ハイツ505号 債務者 千崎 鶴光 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1220号 愛知県清須市阿原星の宮80番地 メモワールV103 債務者 柿田 洋子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1222号 名古屋市西区栄生1丁目24番24号 市営大道荘1棟408号 債務者 矢田 真広 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第156号 福岡県久留米市南2丁目3番 花園住宅3棟19号 債務者 生田 浩 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所久留米支部
破産手続終結
令和6年(フ)第340号 千葉市若葉区加曾利町684番地3 ナンバーフィールドB201号、開始決定時の住所千葉市若葉区小倉台2丁目1021番地26 破産者 青木 静雄 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1769号 千葉県市原市玉前1298番地の18 破産者 吉田 明美 1 決定年月日 令和7年6月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第355号	千葉県船橋市宮本6丁目22番9号 破産者 鳥飼 昌子 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第355号	東京都稲城市若葉台1-16-12、商業登記簿上の本店所在地東京都調布市多摩川5丁目7番地4 破産者 株式会社Hi-t 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第41号	東京地方裁判所民事第20部 富島県白河市みさか1丁目24番地14 破産者 株式会社ウイング 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第4号	福島地方裁判所白河支部破産係 千葉県浦安市今川1丁目10番18号 リバーサイドナウ(103) 破産者 佐々木綾子 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第3849号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 東京都品川区北品川1丁目20-4-502、開始決定時の住所東京都品川区北品川4丁目3-8 破産者 江連 昌一 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第304号	横浜市金沢区鳥浜町13番地11 破産者 株式会社天満製作所 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1808号	横浜地方裁判所第3民事部 横浜市中区石川町5丁目184番地2 破産者 株式会社ネオ企画 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第17号	横浜地方裁判所第3民事部 富山市水落60番地の1 破産者 オレットドア販売株式会社 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第314号	富山地方裁判所民事部 静岡県浜松市中央区和合町886番地の1 グループホーム和合の家、前住所静岡県浜松市中区富塚町2132番地の24 破産者 被相続人亡宝石のなかむらこと中村芳雄相続財産 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1283号	静岡地方裁判所浜松支部破産係 京都市右京区宇多野長尾町8番地13 破産者 武村建設株式会社 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第504号	横浜市金沢区鳥浜町13番地11 破産者 株式会社天満製作所 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第127号	茨城県水戸市上水戸1丁目3番8号 破産者 市原 祥一 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第242号	水戸地方裁判所 茨城県水戸市常磐町2丁目6番13号 破産者 高野 一美 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2602号	水戸地方裁判所 愛知県春日井市天神町1番地2 ライオンズガーデン勝川401号室 破産者 山田 直輝 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第727号	名古屋地方裁判所民事第2部 京都府長岡京市長岡2丁目25番34号 メイビI 202、前住所京都府長岡京市西の京7番地の5 破産者 福井 悅子 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第468号	静岡地方裁判所浜松支部破産係 京都市上京区中立売通千本東入丹波屋町351番地1 せんばん有彩館 702号室、前住所京都市上京区新町通寺之内下る安楽小路町426番地2 破産者 細田 光範 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第453号	岡山地方裁判所第3民事部 岡山市北区中仙道1丁目4番18号 グレースマンションエルフ205号室、旧住所愛知県小牧市堀の内4丁目12番地8 破産者 橋本 侑季 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第108号	岡山地方裁判所第3民事部 富山県射水市庄川本町11番11号 破産者 金森 和宏 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第164号	富山地方裁判所高岡支部 静岡県袋井市宇刈154番地の8 シティハイツ岩田206号室、前住所静岡県浜松市中央区舞阪町浜田491番地 破産者 MORI エンジニアリングこと森稜心こと森 勝呂 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第468号	静岡地方裁判所浜松支部破産係 京都市上京区中立売通千本東入丹波屋町351番地1 せんばん有彩館 702号室、前住所京都市上京区新町通寺之内下る安楽小路町426番地2 破産者 細田 光範 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第453号	京都地方裁判所第5民事部破産係 岡山市北区中仙道1丁目4番18号 グレースマンションエルフ205号室、旧住所愛知県小牧市堀の内4丁目12番地8 破産者 橋本 侑季 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和6年(フ)第504号	横浜市金沢区鳥浜町13番地11 破産者 株式会社天満製作所 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第127号	茨城県水戸市上水戸1丁目3番8号 破産者 市原 祥一 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第242号	水戸地方裁判所 茨城県水戸市常磐町2丁目6番13号 破産者 高野 一美 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2602号	水戸地方裁判所 愛知県春日井市天神町1番地2 ライオンズガーデン勝川401号室 破産者 山田 直輝 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第727号	名古屋地方裁判所民事第2部 京都府長岡京市長岡2丁目25番34号 メイビI 202、前住所京都府長岡京市西の京7番地の5 破産者 福井 悅子 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第468号	静岡地方裁判所浜松支部破産係 京都市上京区中立売通千本東入丹波屋町351番地1 せんばん有彩館 702号室、前住所京都市上京区新町通寺之内下る安楽小路町426番地2 破産者 細田 光範 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第453号	京都地方裁判所第5民事部破産係 岡山市北区中仙道1丁目4番18号 グレースマンションエルフ205号室、旧住所愛知県小牧市堀の内4丁目12番地8 破産者 橋本 侑季 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和6年(フ)第193号	高知県徳島市南島田町2丁目94番地の1 ハピネス21 502 破産者 山下 恵美 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部 破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第324号	北海道石狩市花川南10条3丁目20番地 グラン カナリアⅡ102号、開始決定時の住所石川県野々市市徳用3丁目94番地 破産者 米田 武司 1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 2 一般調査期日 令和7年9月19日午後4時5分 令和7年6月19日 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第160号	香川県高松市香川町川東下1585番地13 破産者 日本オーダーアルミ株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 2 一般調査期日 令和7年10月29日午前11時 令和7年6月19日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第48号	京都市右京区宇多野長尾町8番地13 破産者 株式会社武弘産業 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前11時15分 令和7年6月19日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第782号	京都市右京区宇多野長尾町8番地13 破産者 武村 直弘 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前11時15分 令和7年6月19日 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第287号	高知県土佐市高岡町甲573番地6 ゴールデン・リリィA101号、住民票上の住所高知県土佐市塙地212番地 破産者 澤村 知秀 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時 令和7年6月19日 高知地方裁判所破産係
令和5年(フ)第500号	岡山市北区富原1158番地、旧住所岡山市北区奉還町4丁目3番17号 セゾンHoukan 209号室 破産者 折重 裕司 1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時50分 令和7年6月18日 岡山地方裁判所第3民事部 書面による計算報告
	次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第97号	宮崎市新別府町江田原93番地9 破産者 鈴木 聖子 異議申述期間 令和7年7月31日まで 令和7年6月19日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第106号	宮崎市大字芳士1077番地1 県営住宅101棟14号 破産者 越村 一真 異議申述期間 令和7年7月31日まで 令和7年6月19日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第431号	千葉市中央区祐光1丁目4番18号 グリーンハイツ105号 破産者 森 千宏 異議申述期間 令和7年8月6日まで 令和7年6月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始	令和7年(再イ)第19号	千葉県八街市八街は16番地175 再生債務者 大嶋 啓三 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第92号	千葉市中央区南6条西12丁目763番地17 パチエ南6条301号 再生債務者 伊藤 大将 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで	札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第8号
令和7年(再イ)第21号	千葉県佐倉市上志津1641番地37 エステート九番館201 再生債務者 日下 大樹 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月4日まで	千葉地方裁判所佐倉支部	埼玉県春日部市赤沼734番地5 再生債務者 福治亜寿美 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月4日まで
令和7年(再イ)第39号	兵庫県尼崎市長洲中通2丁目5番1-305号 再生債務者 竹本 夏樹 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで	千葉地方裁判所佐倉支部	さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(再イ)第59号	神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年(再イ)第250号	令和6年(再イ)第250号 札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地18i 再生債務者 大角 爽涼 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第44号	千葉市成田市飯田町177番地3 再生債務者 萩原 貴史 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで	千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第30号

令和7年(再イ)第134号 大阪府四條畷市中野本町38番1-501号 再生債務者 田中 祥子	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第223号 大阪府豊中市新千里北町3丁目4番4-910号 再生債務者 北郷 一豊	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第233号 大阪府高槻市大手町4番21-104号 再生債務者 錦織 行弘	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第21号 徳島県徳島市川内町加賀須野608番地の1 再生債務者 上原 紗斗	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第3号 鹿児島県出水市知識町367番地1 再生債務者 竹下 昌吾	1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 鹿児島地方裁判所内支部個人再生係	令和7年(再イ)第26号 茨城県つくば市研究学園3丁目17番地19 再生債務者 小島 博史	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年(再イ)第2号 茨城県神栖市息栖2885番地182 再生債務者 高橋 潤次	令和7年(再イ)第34号 東京都世田谷区駒沢3-2-21-102 再生債務者 大東れい子
1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(再イ)第50号 東京都小平市小川西町4丁目18番1-301号 再生債務者 大場 满	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで 令和7年6月18日 水戸地方裁判所麻生支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月18日 東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第36号 新潟市南区平成町5番地 再生債務者 矢部 信行	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第4号 千葉県成田市西三里塚1番地1620 再生債務者 松田 洋
1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 東京地方裁判所所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第424号 東京都江戸川区船堀3-16-7-705 再生債務者 佐々木 学	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月13日 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部
1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第504号 東京都中野区大和町3-40-3-205 再生債務者 設樂 飛鳥(旧姓渡辺)	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月17日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第5号 千葉県四街道市大日1005番地10 再生債務者 泉田 公人
1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第504号 東京都中野区大和町3-40-3-205 再生債務者 設樂 飛鳥(旧姓渡辺)	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第6号 千葉県四街道市大日1005番地10 再生債務者 泉田 恵実
1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第26号 東京都大田区田園調布本町6-15-103 再生債務者 中條 雅文	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月17日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第4号 大分県臼杵市大字諫訪651番地の42 再生債務者 二宮 涼
1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月4日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年(再イ)第26号 東京都大田区田園調布本町6-15-103 再生債務者 中條 雅文	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月17日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月17日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第49号 茨城県水戸市平須町3番地の36 カーサクレ マツC棟102号 再生債務者 萩野谷一幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	水戸地方裁判所 令和7年(再イ)第9号 富山市大宮町547番地 再生債務者 橋口 昌美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	名古屋地方裁判所岡崎支部 令和7年(再イ)第2号 大分県国東市国東町安国寺681番地7 再生債務者 小笠原 崇 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	さいたま地方裁判所川越支部 令和6年(再イ)第523号 大阪府東大阪市池之端町11番10号 再生債務者 石川 圭悟 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第7号 秋田市河辺和田字式田163番地3 再生債務者 石戸 充徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日
令和7年(再イ)第4号 三重県伊勢市二見町溝口207番地43 再生債務者 池田 健治 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第4号 三重県伊勢市二見町溝口207番地43 再生債務者 池田 健治 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	大分地方裁判所杵築支部再生係 令和7年(再イ)第23号 北海道江別市元町3番地の10 再生債務者 谷内 晃央 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ)第48号 札幌市西区西野3条5丁目2番1-202号 再生債務者 奥村 勤 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第48号 群馬県藤岡市保美692番地 再生債務者 柴崎 祐一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	兵庫県三田市武庫が丘7丁目6番地 3棟 708号(従前の住所) 大阪市西区境川2丁目 1番20-301号 再生債務者 大西 駿 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第27号 埼玉県狭山市狭山台2丁目9番地の9 再生債務者 中野 啓祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日
令和7年(再イ)第11号 富山市堀川町674番地1 サニー・ヴィレッ ジ101号 再生債務者 吉田 公二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	令和7年(再イ)第11号 富山市堀川町674番地1 サニー・ヴィレッ ジ101号 再生債務者 吉田 公二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ)第48号 札幌市西区西野3条5丁目2番1-202号 再生債務者 奥村 勤 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第48号 群馬県藤岡市保美692番地 再生債務者 柴崎 祐一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第9号 山口県下関市南部町10番7号 再生債務者 林 健司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第9号 山口県下関市南部町10番7号 再生債務者 林 健司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第33号 香川県高松市観光町650番地15 タウンコー ト花園205 再生債務者 内藤 景太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月19日
令和7年(再イ)第5号 富山県高岡市野村1146番地10 再生債務者 萩尾 桃子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	令和7年(再イ)第5号 富山県高岡市野村1146番地10 再生債務者 萩尾 桃子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第48号 群馬県藤岡市保美692番地 再生債務者 柴崎 祐一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第24号 埼玉県所沢市大字山口1741番地の6 再生債務者 能登 優太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年(再イ)第24号 埼玉県所沢市大字山口1741番地の6 再生債務者 能登 優太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日	令和7年(再イ)第7号 秋田市河辺和田字式田163番地3 再生債務者 石戸 充徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日	高松地方裁判所民事部破産・再生係

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。
(乙) <https://mentorme.co.jp/>

令和七年六月二十七日 東京都千代田区六番町一番七号

(甲) 株式会社 Aoba-BBT
代表取締役 柴田 嶽
(乙) Mentor Me 株式会社
代表取締役 宮本 圭介

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日 東京都港区北青山二丁目七番二八号

(甲) 表参道税理士法人
社員 愛知貴加年
(乙) フェニックス国際税理士法人
社員 中村 大相

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日 東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西

(甲) 揭載 官報
掲載の日付 令和七年五月二十二日
掲載頁 六十五頁 (号外第一一二二号)

(乙) 揭載 官報
掲載の日付 令和七年五月二十二日
掲載頁 六十一頁 (号外第一一二二号)

令和七年六月二十七日 東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四
(甲) 山崎教育システム株式会社
代表取締役 山崎 正
(乙) 株式会社ヤマザキ
代表取締役 山崎 正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年五月二十七日
掲載頁 七十一頁 (号外第一二六号)
(乙) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年五月二十七日
掲載頁 七十三頁 (号外第一二六号)

令和七年六月二十七日 東京都港区西麻布三丁目二番三十九〇一号
(甲) 株式会社 ベータグリッド
代表取締役 姉尾 熱
(乙) 株式会社明日クリエイト
代表取締役 松嶋由里子

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 松嶋由里子

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区平尾浄水町三番三号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号
(甲) S ong Holdings 合同
代表取締役 上村 達也

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。
(乙) <https://www.fn.persol-group.co.jp/public/index.html>

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) パーソルホールディングス株式会社
代表取締役 和田 孝雄
(乙) パーソルファシリティマネジメント株式会社
代表取締役 梶井 紀之

令和七年六月二十七日 東京都港区北青山二丁目九番五号
(甲) セグエグレープ株式会社
代表取締役 愛須 康之
(乙) ジエイズ・ソリューション株式会社
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号
(甲) ジエイズ・ソリューション株式会社
代表取締役 上村 達也

令和七年六月二十七日 東京都中央区新川一丁目一六番三号
(甲) セグエグレープ株式会社
代表取締役 愛須 康之
(乙) 揭載 官報

令和七年六月二十七日 揭載の日付 令和七年四月十一日
掲載頁 四十四頁 (号外第八十二号)

令和七年六月二十七日 揭載の日付 令和七年四月二十八日
掲載頁 五十三頁 (号外第九十五号)

令和七年六月二十七日 揭載の日付 令和七年四月二十八日
掲載頁 七十二頁 (号外第九十五号)

令和七年六月二十七日 揭載の日付 令和七年四月二十八日
掲載頁 五十三頁 (号外第九十五号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) パーソルホールディングス株式会社
代表取締役 和田 孝雄
(乙) パーソルファシリティマネジメント株式会社
代表取締役 梶井 紀之

令和七年六月二十七日 静岡県磐田市中泉二四四三番地の三
(甲) 前島電気工業株式会社
代表取締役 前嶋 純
(乙) 揭載 官報

令和七年六月二十七日 静岡県浜松市中央区植松町一四六七番地の五
(甲) 株式会社前島電気工業社
代表取締役 前嶋 純
(乙) 揭載 官報

令和七年六月二十七日 揭載の日付 令和七年四月二十八日
掲載頁 六十八頁 (号外第一二三八号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

令和七年六月二十七日 名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号
(甲) 高田株式会社
代表取締役 鬼頭 佳代
(乙) 株式会社ソースマート
代表取締役 鬼頭 英彦

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公報します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

大阪府堺市南区泉田中三一〇〇一九

(甲) 医療法人良秀会

理事長 藤井 良幸

(乙) 医療法人育生会

理事長 藤井 良幸

(乙) 医療法人育生会

理事長 藤井 良幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月16日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月16日

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月16日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月16日

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月16日

掲載頁 十七頁

令和7年6月27日

宮城県大崎市古川飯川字十文字一〇五番地一

(甲) 株式会社新古川ミート

代表取締役 鈴木 優哉

(乙) 株式会社古川ミート

代表取締役 鈴木 優哉

(甲) 医療法人良秀会

理事長 藤井 良幸

(乙) 医療法人育生会

理事長 藤井 良幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車小売事業(保険代理店事業を含む)を除く一切の事業(不動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含むがこれらに限られない)に関する権利義務を承継し、乙はそれを作成します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

令和7年6月27日

群馬県伊勢崎市福島町一七三番地

(甲) 株式会社NSK販売

代表取締役 北原哲五郎

(乙) 日本省力機械株式会社

代表取締役 田中 章夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年6月20日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年6月20日

(甲) 株式会社We11Bita

代表取締役 山下 時彦

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年6月27日

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

(甲) 株式会社きむら

代表取締役 中村 満

(乙) 有限会社ホテルきむら

代表取締役 木村 幸久

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

(甲) 株式会社ホテルきむら

代表取締役 北田哲次郎

(乙) 株式会社イデアル

代表取締役 北田哲次郎

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月26日

(乙) 掲載紙 東京新聞

掲載の日付 令和7年5月26日

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月26日

令和7年6月27日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

(甲) 株式会社We11Bita

代表取締役 佐藤 清孝

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年6月27日

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む健診ソフト事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年6月20日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年6月20日

(甲) 株式会社ワイルウェイ

代表取締役 佐藤 清孝

(乙) 株式会社ワイルウェイ

代表取締役 佐藤 清孝

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月25日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和6年12月23日

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年12月23日

令和7年6月27日

東京都中央区日本橋浜町二丁目五番一號

(甲) 株式会社リノキノR&D

代表取締役 赤沼 暢

(乙) 伊藤工事株式会社

代表取締役 三宅 雄也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む健診ソフ

ト事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継

させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公報掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年12月23日

(乙) 伊藤工事株式会社

代表取締役 三宅 雄也

(甲) 株式会社グリットパートナーズ

代表取締役 三宅 雄也

(乙) 伊藤工事株式会社

代表取締役 三宅 雄也

(甲) 株式会社グリットパートナーズ

代表取締役 三宅 雄也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

東京都豊島区要町一丁目二七番九号

合同会社Succeed

代表社員 東 真理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

合同会社ミノワプランニング

代表社員 箕輪 大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

神奈川県川崎市麻生区高石三丁目二六番六

号リブランノワ一階

合同会社ミノワプランニング

代表社員 南川 雅代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

大阪府堺市中区深井清水町二〇九〇番地二

合同会社ナンセ

代表社員 松村 真吾

代表社員 藤木 来人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

大阪府北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第

2ビル一二一二

合同会社Second Innovation

代表社員 松村 真吾

代表社員 藤木 来人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

効力発生日変更公告

当社は、令和7年6月三十日予定の吸収合併の効力発生日を令和7年7月十八日に変更いたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和7年8月一日であり、組織変更後の商号は株式会社VOCとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

エイチ・ピージャパン合同会社

代表社員 T B G株式会社

職務執行者 稲垣 伸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

東京都港区芝五丁目三二番一二号シヤーメ

ゾンステージ田町

代表取締役 笠原 健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

東京都港区南堀江一丁目一六一二三ミラベルノース五〇一

合同会社VOC

代表社員 林 佑馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

東京都文京区本郷三丁目六番六号

株式会社テクノテックホールディング

代表取締役 石田 昭夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一

遮熱ジャパン合同会社

代表社員 岸 正幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目二六番地一三パークヒル浦和一〇一号室

合同会社ZIG-ZAG

代表社員 橋本 直之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

大分市西鶴崎二二一一八エンブレム西鶴崎三〇二

合同会社セキガン

代表社員 株式会社GROWプランニング

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

沖縄県国頭郡恩納村字前兼久五四番地の一

合資会社平安名組

代表社員 平安名盛智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百九十五万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目二六番地一三パークヒル浦和一〇一号室

合同会社ZIG-ZAG

代表社員 橋本 直之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役 熊谷弘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和7年七月二十九日であり、株主総会の決議は、令和7年六月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

佐賀県唐津市厳木町本山三七八番三号
株式会社JO-YROID
代表取締役 大野 普一

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金一千五百百万円減少し金五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

熊本県八代郡氷川町吉本九四番地
有限会社堀内製油
取締役 堀内 貴志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金一千五百百万円減少し金五百万円とすることにいたしました。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和7年六月二十七日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
株式会社J.O-YROID
代表取締役 大野 普一

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金一千五百百万円減少し金五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

福島県福島市万世町二番五号
株式会社福島銀行
代表取締役 鈴木 岳伯

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和7年6月27日

群馬県前橋市城東町四丁目二番一八号

株式会社神山ホールディングス
代表取締役 田中 伊織

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を百九億九千九百三十万七千六百五十七円、利益準備金の額を六億二千七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

佐賀県唐津市厳木町本山三七八番三号
株式会社JO-YROID
代表取締役 大野 普一

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を百九億九千九百三十万七千六百五十七円、利益準備金の額を六億二千七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

埼玉県比企郡嵐山町大字大藏三八八番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 齊

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を五十億九千百四十万円減少し、百四十三万七千五百円とする

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

東京都墨田区立花五丁目五一番一一号
株式会社オーダム
代表取締役 秋元 雅好

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

東京都墨田区立花五丁目五一番一一号
株式会社オーダム
代表取締役 秋元 雅好

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一
三号 株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社I-WATAKI
代表取締役 岩瀧 行雄

資本金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年六月二十七日

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

岐阜県各務原市須衛町七丁目四九番地二
株式会社FJKorporation
代表取締役 安藤 彰浩

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を二、七八九、五〇六、二〇〇円減少し、一四、五七三、五九九、三四〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社岩瀧彫刻
代表取締役 岩瀧 行雄

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を十六億三百八十一万八千八百八十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和7年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都墨田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社岩瀧彫刻
代表取締役 岩瀧 行雄

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一
三号 株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都墨田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社I-WATAKI
代表取締役 岩瀧 行雄

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字川原内
五二一番地一 株式会社鷺澤建設
代表取締役 鷺澤 尊

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

岐阜県各務原市須衛町七丁目四九番地二
株式会社FJKorporation
代表取締役 安藤 彰浩

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を二、七八九、五〇六、二〇〇円減少し、一四、五七三、五九九、三四〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社岩瀧彫刻
代表取締役 岩瀧 行雄

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を十六億三百八十一万八千八百八十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和7年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一
三号 株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都墨田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長 渡邊 一博

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号
株式会社I-WATAKI
代表取締役 岩瀧 行雄

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月27日

宮崎県日向市大字財光寺字沖ノ原一〇五五番地一 株式会社KIKKAWA
代表取締役 吉川慎一郎

合併につき株券等提出公告

当社は、令和七年五月二十六日掲載の株券等提出公告において、株式会社テクノテックとの合併に係る株券提出日を令和七年六月三十日としておいましたが、株券提出日を令和七年七月一日に変更することいたしました。つきましては、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都文京区本郷三丁目六番六号

株式会社テクノテックホールディング

代表取締役 石田 昭夫

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市若草町一丁目一一番、最後の住所兵庫県西宮市若草町一丁目一一番一六号
被相続人 亡 山崎 真

右被相続人は令和七年一月二十日死亡し、その相続人は令和七年六月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月二十七日
愛知県海部郡飛島村大字新政成五丁目二〇番地
合併公告及び新設分割公告
甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散することにいたしました。

また、甲は新設分割により新設する株式会社タカコーポレーション（住所さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地）に対し甲の権利義務の一部を承継させることにいたしました。この合併及び会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) (乙) ともに

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月九日

掲載頁 五十九頁（号外第一〇三号）

令和七年六月二十七日
さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地一
(甲) 株式会社成均企画

代表取締役 鵜野 協子

東京都文京区本郷三丁目六番六号
株式会社テクノテックホールディング
代表取締役 石田 昭夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億六千八百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内なんば開発特定目的会社
取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億八千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

八十三頁（号外第一六六号）

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金九億五千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内日光ベルホールディング 特定目的会社
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内ジエイ・エム・オーピー・ホールディング 特定目的会社
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五百九十五万八千六百十七円一、減少後の優先資本金の額 四百億八千四百三十九万五千百四円

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千九百万円減少す

ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
AAJ I 特定目的会社
取締役 金谷 正文Tsubaki 特定目的会社
取締役 関口 陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.web-public-notice.jp

令和七年六月二十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一〇一〇一号ピーピー・エフ・エー・ジャパン・シックス
特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十五億八百万口を二十億四百万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月二十九日までに当社にご提出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内ジエイ・エム・オーピー・ホールディング 特定目的会社
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五百九十五万八千六百十七円一、減少後の優先資本金の額 四百億八千四百三十九万五千百四円

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日
東京都中央区新富一丁目七番三号
株式会社ハローワーク

確定給付企業年金清算人 藤澤洋一郎

訂正公告

当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
東京都中央区新富一丁目七番三号
株式会社ハローワーク

確定給付企業年金清算人 藤澤洋一郎

訂正公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
創和テキスタイル株式会社
代表取締役社長 澤松 登

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
石川県羽咋市本江町又部八番地
創和テキスタイル株式会社
代表取締役社長 澤松 登

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

http://www.ko-koku.jp/irs05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

澤松 登